資料１－４

課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ（イメージ）

調査

↓

（消費者庁長官）
措置命令

措置命令に係る事前手続は、現行法と同様のものを想定（弁明の機会付与）。

↓

（消費者庁長官）
弁明の機会付与
（課徴金納付命令案）

手続保障の観点から、事業者が課徴金納付命令を争い得るよう、以下の事項を記載する。
①**課徴金額**
②**違反行為・期間**
③**弁明書提出の期限**
このとき、併せて、
④**返金手続等の報告期限**
も通知する。

↓

（事業者）
（任意）弁明

（任意）免除の要件を満たす、返金手続（及び寄附）を行った旨の報告

事業者が、やむを得ない事情（帰責事由のない正当な理由）によって返金手続等の報告期限までに報告できなくなった場合、当該事業者の申出に応じて当該期限を変更する余地を認める。

↙ **命じない旨の通知**

↓

（消費者庁長官）
課徴金納付命令

免除の要件を満たさない場合であっても、課徴金納付命令を争うために必要な情報は既に通知している。
→再度の弁明の機会付与は行わない。

↓

（事業者が争う場合）
処分取消訴訟等